

緊急臨時的医師派遣事業の見直し

① 派遣期間の上限の撤廃（医師少数区域に限る）

医師少数区域への派遣を進めるため、医師少数区域に所在する医療機関に限り、過去の派遣期間をリセットし、派遣期間の上限（２年間）を撤廃する。

医師少数区域	10圏域	南檜山・北渡島檜山・北空知・日高・富良野・宗谷・北網・遠紋・釧路・根室
医師中間区域	9圏域	南渡島・後志・中空知・南空知・西胆振・東胆振・上川北部・留萌・十勝
医師多数区域	2圏域	札幌・上川中部

※ 北海道医師確保計画に定める区域

② 報償費単価の見直し（医師少数区域に限る）

医師少数区域への派遣を進めるため、医師多数区域からの派遣に限り、派遣元に支払う報償費の単価を引き上げる。

区 分		報酬額（１日あたり）		うち道支出額	
		現行	改正後	現行	改正後
医師多数区域から	累計２年以下	５万円	<u>１０万円</u>	５万円	<u>１０万円</u>
医師少数区域への派遣	累計２年超	５万円	<u>１０万円</u>	２．５万円	<u>７．５万円</u>
上記以外の派遣 （現行と同じ）	累計２年以下	５万円	（変更なし）	５万円	（変更なし）
	累計２年超	５万円	（変更なし）	２．５万円	（変更なし）

※ その他

医師派遣の必要性に係る要件の一つとして、現在「人口10万人対医師数が全道平均を下回る二次医療圏」としているが、今回の見直しに合わせ、「医師多数区域以外の圏域」とする。（医師多数区域は、札幌圏域と上川中部圏域であり、実質的には従前の制度と変更なし。）